

毎月1日は交通安全の日

平成29年4月6日(木)~4月15日(土)

春の全国交通安全運動

子供と高齢者の交通事故防止

「手で合図し合う運動」推進中



横断歩道は歩行者優先です

新入学(園)児を交通事故から守ろう

保護者の
みなさんに

- 実際に体験させるなど、交通ルール・飛び出しのキケンについてくり返し丁寧に教えてあげましょう。

運転者の
みなさんに

- 子供を見たら「飛び出し」を予測しましょう
- 車の死角に注意しましょう

急がずに マナーとゆとりで 交通安全

4月10日は交通事故死ゼロを目指す日です



自転車の安全利用の推進

★自転車安全利用五則を守ろう

- ①自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- ⑤子どもはヘルメットを着用



後部座席を含めた全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

- 後部座席も含めて、どこの座席でも必ずシートベルトを着用しましょう。
- チャイルドシートは、子供の体格にあったものを正しく使用しましょう。



飲酒運転の根絶



- 飲酒運転をするおそれのある者に車を貸した人、お酒を提供した人は、厳しく罰せられます。
- 飲酒運転の車に同乗した人も、厳しく罰せられます。
- 飲酒運転は「絶対にしない！させない！」を、家庭・職場・地域で徹底しましょう。

飲酒運転の罰則（酒酔い運転の場合）

- | | | |
|---------|---------|---------------------|
| ◆ドライバー | ◆車両の提供者 | 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金 |
| ◆酒類の提供者 | ◆同乗者 | 3年以下の懲役又は 50万円以下の罰金 |

特に取組を強化する事項

高齢者の交通事故防止

高齢運転者

- 体力や判断力の低下を認識しましょう。
- ぼんやり運転に注意しましょう。
- 早めのライト点灯と全席シートベルト着用を徹底しましょう。

高齢歩行者

- 明るい服装を心がけ、反射材を着用しましょう。
- 道路横断時は、左側から来る車に特に注意しましょう。
- 近くの信号機や横断歩道を利用しましょう。